

建設事業を営む

事業者の
皆さまへ

**形式的には一人親方でも、
実態として労働者である場合は、
労働者として労災保険の適用
を行う必要があります。**



一人親方との契約が「雇用契約」ではなくても、働き方が労働者と同様と判断された場合（※）、その方は労働者として取り扱われます。

したがって事業者が、**労災保険の加入手続を行う必要があります。**

（※）労働者かどうかの判断についてご不明な場合は、お近くの労働基準監督署にご相談ください。

→ 詳しくは裏面の具体例をご覧ください。

～ 適切な労災保険の適用にご協力ください～

労災保険は、労働者の保護を図るための制度であり、適切な保険の加入が必要です。形式上は「請負」や「委任」の契約形態となっても、

実態として労働者と同様の働き方をする場合には、

一人親方とは扱われません。

その場合には、**個人で労災保険の特別加入をするのではなく、
直接発注を受けた事業者が使用する労働者として、
事業主が労災保険の加入手続を行う必要**があります。



**適切に労災保険料が納付されていない場合には、事業主に、
追徴金や給付された費用の徴収を行う可能性があります！**

労災保険のご相談は…

お近くの労働局・労働基準監督署へ

※ 4ページに、お問い合わせ先の詳細がありますので、ご覧ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一人親方の労働者性が認められる具体例…

大工募集の広告を見て面接を受け、大工としてA社と「請負契約」を結んだXさんの働き方は以下のようなものでした。

①	A社との請負期間中に他社の仕事をしたことはありませんでした。
②	A社の現場では大工職人としての仕事のほか、ブロック工事など他の仕事にも従事していました。
③	勤務時間の指定はありませんでしたが、朝7:30に事務所で仕事の指示を受け、事実上17:30まで拘束され、それ以降の作業には手当が支給されました。
④	現場監督からの報告・指示によって、A社から指揮監督を受けていました。
⑤	大工道具はXさん自身の所有物でしたが、必要な資材等の調達はA社が負担していました。



このケースでは、XさんとA社の間には実質的な使用従属関係があったと認められ、XさんとA社の間の契約は「労働契約」であると認定されました。この場合、Xさんは労働者として、A社の労災保険の適用を受けることになります。

適切に労災保険に加入していないと…

事業主への保険料の遡及・追徴金の徴収

事業主が労災保険料等の納付を怠っていた場合は、最大2年間（3年度分）を遡（さかのぼ）って保険料の徴収を行い、併せて保険料の10%を追徴金として徴収します。

給付された費用の徴収

事業主が「故意」または「重大な過失」により労災保険の加入手続を行わないときは、療養を開始した日（即死の場合は事故発生日）の翌日から3年以内に給付された労災給付の、全部または一部を事業主から徴収します。
*療養補償給付および介護補償給付は除きます。

労災保険の加入手続を行わない期間中に、業務災害や通勤災害が発生した場合

- 1：行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、労災保険の加入手続を行わない場合…
⇒ 事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の100%を徴収します。
- 2：1には該当しないものの、
労災保険の適用事業となった時^{*}から1年を経過してなお手続を行わない場合…
⇒ 事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の40%を徴収します。
* 労災保険の適用事業となった時とは、労働者を1人でも雇い始めたときを指します。

労災保険で受けられる主な給付一覧

療養（補償）給付

無料で治療が受けられます。



遺族（補償）給付

亡くなられた場合、遺族の方に年金または一時金をお支払いします。



休業（補償）給付

仕事に行けない日は給料の約8割をお支払いします。



「労災保険」は
仕事上や通勤によるケガや病気に対して、必要な保険給付を行う制度です。

介護を受けている場合、その費用をお支払いします。



介護（補償）給付

障害が残った場合、年金または一時金をお支払いします。



障害（補償）給付

お問い合わせ先一覧

《お近くの労働基準監督署または都道府県労働局》

都道府県労働局労働基準部労災補償課			
北海道	011(709)2311	滋賀	077(522)6630
青森	017(734)4115	京都	075(241)3217
岩手	019(604)3009	大阪	06(6949)6507
宮城	022(299)8843	兵庫	078(367)9155
秋田	018(883)4275	奈良	0742(32)0207
山形	023(624)8227	和歌山	073(488)1153
福島	024(536)4605	鳥取	0857(29)1706
茨城	029(224)6217	島根	0852(31)1159
栃木	028(634)9118	岡山	086(225)2019
群馬	027(896)4738	広島	082(221)9245
埼玉	048(600)6207	山口	083(995)0374
千葉	043(221)4313	徳島	088(652)9144
東京	03(3512)1617	香川	087(811)8921
神奈川	045(211)7355	愛媛	089(935)5206
新潟	025(288)3506	高知	088(885)6025
富山	076(432)2739	福岡	092(411)4799
石川	076(265)4426	佐賀	0952(32)7193
福井	0776(22)2656	長崎	095(801)0034
山梨	055(225)2856	熊本	096(355)3183
長野	026(223)0556	大分	097(536)3214
岐阜	058(245)8105	宮崎	0985(38)8837
静岡	054(254)6369	鹿児島	099(223)8280
愛知	052(855)2147	沖縄	098(868)3559
三重	059(226)2109		

監督署 所在地 |

検索

労働基準監督署の所在地一覧

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

《労災保険相談ダイヤル》 0570-006031 / 受付時間 平日9:00~17:00

労災保険給付に関する一般的なご質問については、こちらでも受け付けています。

※ ご利用にあたっては、通話料がかかります（全国一律料金）。

《厚生労働省のホームページ》 <http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「政策について」をクリック

→ 雇用・労働の欄の「労働基準」をクリック

→ 施策情報の「労災補償」へお進みください。

「労災保険」に関する詳しい
情報を掲載しています。